

## **[事案 2021-28] 入院給付金等支払請求**

・令和3年9月8日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人による不告知教唆があったこと等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しおよび入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

前立腺がんのため入院し経会陰式前立腺生検術を受けたため、平成31年4月に契約したがん保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由として契約が解除され、給付金も支払われなかった。しかし、以下等の理由により、募集人に不告知教唆があったため、契約解除を取り消して入院給付金等を支払ってほしい。

- (1)告知日の3か月以内に通院はしたが、生検結果を聞くための通院であり、医師からは、経過観察指示を受けただけであった。
- (2)医師からは、前立腺がんや前立腺肥大症ではないと言われ、半年から1年後の再生検検討を指示された事実はない。
- (3)告知に際し募集人にこれらを伝えたところ、告知不要と言われた。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、PSA 高値により病理組織学的検査を受けた結果、告知日の3ヶ月以内に主治医から、外来フォローおよび半年から1年後の再生検検討を指示されていることを告知していない。
- (2)通院歴は引受可否を判断するための重要事項であるので、告知が必要である。
- (3)募集人が申立人に対し、不告知教唆等をした事実はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人に告知義務違反が認められる一方、募集人による不告知教唆等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。